

桜台の夏祭り特集



桜台の夏の風物詩となっていた夏祭りが、一日雨で順延となり
8月30日(日曜日)に開催されました。

令和元年を最後に途絶えた、中央公園での夏祭りが、今年復活しました。

近年の夏祭りは、

令和2年(2020年)～令和4年(2022年)の3年間は、コロナ禍で中止に

令和5年(2023年)～令和7年(2025年)の3年間は、自治会館・テニスコートで開催

今回夏祭りは、夏祭り実行委員(ボランティアの方含む)とイベント企画部の方々を中心に、企画・運営・安全管理の準備を精力的に実行され、又諸価高騰の中で外注費を削減するなど経費節減を計りましたが、以前とほぼ遜色ないイベントとなり、想定を上回る来場者数もあって、「桜台夏祭り」は大盛況のうちに無事幕を閉じました。

夏祭り開始前



神輿の練り歩き

中央太鼓のステージを中心に子供たちによる神輿が 4 回・大人による神輿 1 回・女性による神輿 1 回と計 6 回練り歩きが行われました。





宝探し

小学生以下の子供たちが参加して、公園広場に一斉に駆け出して行き、宝(カード)を探し出しますその後、景品と交換しました。



さあ公園広場に出陣だ



スタート前(取れるかな)



一斉に駆け出す



どこにあるのかなー



この辺かな



何取った 見せて

盆踊り開演



「7年振りに中央公園での
夏祭りです……」
の大竹会長の力強い
開催宣言



1回目盆踊り曲目は、①ダンシングヒーロー
②桜台おっさ節 ③炭坑節 ④姉崎音頭
⑤ゆかた音頭 ⑥花火音頭 ⑦大東京音頭
の計7曲 中央ステージの太鼓と流れる曲に
合わせて、着物姿の踊り子さんに混じり飛び入り
の人々が勢揃いしていました。





1回目(17:30～)→2回目(18:00～)→3回目(19:30～)と回を追うごとに踊りに参加する人が増加している様に見られました。

子供太鼓



中央ステージで大太鼓 3・締め太鼓 2 の構成で盆踊りの曲目に合わせて、上手に叩いておりました。



子供花火大会

会場の北側一角にて子供花火大会が、行われました
線香花火(手持ち花火)が多く用意されていた
又、4m程噴き上がる噴出花火もありました。



模 擬 店

17 団体の模擬店が提供されました。



夏祭りの終盤

①3 回目盆踊りが終了後、リクエストにより「ダンシングヒーロー」が 2 回実行されました。
大竹会長のテンホ良い掛け声で、皆さん楽しく踊られて、大変な盛り上がりを見せました。

②鈴木夏祭り実行委員長の中締め挨拶

「皆さんご参加ありがとうございました、私は今大変感謝しております
若い頃にこの中央公園での夏祭りを見ておりまして、[すごいなあ]
と思っていました。

今こうして有秋・桜台地区の中で、このような夏祭りが実行出来ることを
示すことが出来、今後も当地区で見せて行きたいと思っております。
皆様のご協力をぜひお願い致します。」



大 抽 選 会

3 等⇒2 等⇒1 等⇒特賞⇒特別会長賞の順で、抽選を希望する子供さんが、抽選券の入った袋から
抽選券を取り出して、それを鈴木夏祭り実行委員長がマイクで読み上げ発表しました。

当選した人には大竹会長から賞品が手渡されました。

4 等, 5 等, 6 等の当選者名は、会場本部前に各丁目地区毎に掲示されました。



最後は大竹会長の一本締めで【桜台夏祭り】は無事終了しました。

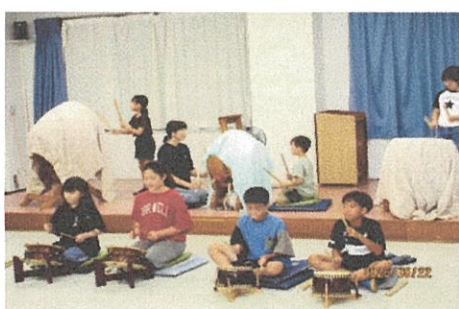
盆踊り練習会

8月22日(日曜日)14時から 自治会館2階大ホールで行なった盆踊り練習会の様子です。
中島先生リードのもと20名の方々が、練習していました。
祭り当日通りの曲に合わせて、ダンシングヒーローから大東京音頭迄の7曲目ありましたが、
皆さん振付をマスターしており、【盆踊り本番いつでもOK】の様子でした。



子供太鼓練習会

8月22日(日曜日)18時30分からの、子供太鼓練習会の様子です。
園児・小1～中1 約13名の子供たちが、有原先生の指揮で、大太鼓3・締め太鼓2・
平太鼓2・鉦1を、叩くメンバーを少しずつ替えながら練習していました。
経験差もあって曲テンポに少々苦労しているところがあったが、皆さん一生懸命に、太鼓叩きの
練習に励んでおりました。



自動車運転の皆さん、道路交通法が改正されております。

生活道路の 30Km/h 制限

従来中央線あるいは中央分離帯も無い一般道路は、最高速度 60km/h でしたが、道路交通法改正で、本年 9 月 1 日施行より 速度 60km/h を出せる一般道路は以下に規定されました。 ①参照

- ①中央線 or 中央分離帯が設置されている
- ②構造上又は工作物等で車道が往復通行別に規定されている
- ③高速道路の入出路(本線・加減速道以外)
- ④自動車専用道路

上記以外の一般道路がいわゆる「生活道路」となり、最高速度 **30km/h** 制限となりました。

但し、速度標識があればその速度が優先されます。

警察庁の定義する生活道路とは「主に地域住民の日常生活に利用される様な道路」としています
(生活道路=幅 5.5m未満と言われていますが、これは国土交通省の統計上の区分に過ぎません。)

ゆえに、中央線がなし・速度標識もなければ、すべて「生活道路」となります。

桜台団地内に当てはめると

- ①現在バスが通るメイン道路は 40 km/h の速度標識があるので → **40 km/h** 制限
- ②その他の団地内の道路は、全て生活道路であり → **30 km/h** 制限です

警察リーフレット①



警察リーフレット②



自動車が自転車の横を通過する場合の規制

今年 4 月 1 日より道路交通法 18 条が改正され、同一方向に進む車と自転車の場合、自転車の横を通過する際には、**十分な間隔を取る義務**が又**これが難しい場合は間隔に応じた安全な速度**で進行して通過することとなっております。

法令に数値基準は明記されておりませんが、警察庁が示す安全上の目安は間隔が「**1m程度**」、安全な速度とは「**20 km/h~30 km/h**」としております

但し、走行状況・道路状況・交通状況によっては、より安全な間隔・速度が推奨されます。

(間隔について、愛媛県では「思いやり 1.5m運動」が以前より推進しております。)

違反しますと 違反点数 2 点と反則金 7,000 円が課せられます。

